

WestlawJapan 法令あらまし

◎ 特定秘密の指定権限を有する 19 の行政機関を明確化 / 特定秘密の指定手続の詳細について など

【法令名】

特定秘密の保護に関する法律施行令

【掲載官報】	平成 26 年 10 月 17 日 本紙第 6396 号 3 ページ
【法令番号】	平成 26 年 10 月 17 日 政令第 336 号
【管轄省庁】	内閣官房
【施行期日】	特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）の施行の日（平成 26 年 12 月 10 日）から施行
【制定の根拠】	特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 2 条第 5 号、第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 項及び第 7 項、第 5 条第 1 項、第 3 項（同法第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 4 項及び第 5 項（同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 6 条第 2 項、第 10 条第 1 項第 1 号、第 11 条第 7 号、第 12 条第 1 項及び第 3 項（同法第 15 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項ただし書、第 17 条並びに第 21 条
【法令のあらまし】	<p>1 総則</p> <p>特定秘密の保護に関する法律（以下「法」）第 2 条第 5 号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。（第 1 条関係）</p> <p>2 特定秘密の指定等</p> <p>（一） 特定秘密の指定</p> <p>（1） 法第 3 条第 1 項の政令で定める者は、検事総長等とする。（第 2 条関係）</p> <p>（2） 法第 3 条第 1 項ただし書の政令で定める行政機関の長は、法第 2 条第 1 号に掲げる機関（内閣官房及び合議制の機関を除く。）の長等とする。（第 3 条関係）</p> <p>（3） 指定に関する記録の作成は、指定及びその解除を適切に管理するための帳簿に指定をした年月日等を記載し、又は記録することにより行うものとする。（第 4 条関係）</p> <p>（4） 特定秘密の表示は、特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法等によりするものとする。（第 5 条関係）</p> <p>（5） 法第 3 条第 2 項第 2 号の規定による通知は、指定の有効期間が満了する年月日等を記載した書面により行うものとする。</p>

(二) 指定の有効期間及び解除

- (1) 行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間が満了したときは、特定秘密の表示の抹消等の措置を講ずるものとする。(第 8 条関係)
- (2) 行政機関の長は、指定の有効期間を延長したときは、(一)(5)の通知を受けた者等にその旨等を書面により通知すること等の措置を講ずるものとする。(第 9 条関係)
- (3) 法第 4 条第 5 項の政令で定める措置は、収納物を外部から見るができないような運搬容器に特定秘密文書等を収納し、施錠した上で、指名する職員にこれを携行させることとする。(第 10 条関係)
- (4) 行政機関の長は、指定を解除したときは、特定秘密の表示の抹消等の措置を講ずるものとする。(第 11 条関係)

(三) 特定秘密の保護措置

- (1) 行政機関の長は、特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名等の措置の実施に関する規程を定めるものとし、法第 5 条第 1 項の政令で定める措置は、この規程に従い、これらの措置を講ずることとする。(第 12 条関係)
- (2) 法第 5 条第 3 項の政令で定める事項は、警察本部長による特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名等の措置の実施に関する事項とする。(第 13 条関係)
- (3) 法第 5 条第 4 項の政令で定める基準は、特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名等の措置の実施に関する規程を定めており、かつ、この規程に従ってこれらの措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護できると認められることとする。(第 14 条関係)
- (4) 法第 5 条第 5 項の政令で定める事項は、適合事業者による特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名等の措置の実施に関する事項とする。(第 15 条関係)

3 特定秘密の提供

(一) 他の行政機関による特定秘密の保護措置

法第 6 条第 2 項の政令で定める事項は、他の行政機関の長による特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名等の措置の実施に関する事項とする。(第 17 条関係)

(二) その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置

法第 10 条第 1 項第 1 号の政令で定める措置は、特定秘密の提供を受ける者による特定秘密の保護に関する業務を管理する者

WestlawJapan 法令あらし

	<p>を指名すること等の措置とする。(第 18 条関係)</p> <p>4 適性評価等</p> <p>(一) 適性評価を受けることを要しない者 法第 11 条第 7 号の政令で定める者は、国家公安委員会委員等とする。(第 19 条関係)</p> <p>(二) 適性評価の実施の方法 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価の実施に当たっては、評価対象者に質問票を交付し、記載を求めるなどにより、法第 12 条第 2 項の調査を行うものとする。(第 20 条関係)</p> <p>(三) 評価対象者に対する告知等 法第 12 条第 3 項の規定による告知及び同意は、書面により行うものとする。(第 21 条関係)</p> <p>(四) 国家公務員法第 38 条各号等に準ずる事由 法第 16 条第 1 項ただし書の政令で定める事由は、国家公務員法第 81 条第 2 項の規定に基づく人事院規則で定める降任等の事由等とする。(第 22 条関係)</p> <p>(五) 権限又は事務の委任 行政機関の長は、適性評価の権限又は事務のうちその所掌に係るものを、国家公務員法第 55 条第 2 項の規定により任命権を委任した者等に委任することができる。(第 23 条関係)</p>
【改正される法令】	・ 自衛隊法施行令 (昭和 29 年政令第 179 号) ・ 内閣官房組織令 (昭和 32 年政令第 219 号)